

山鹿市環境センター長期包括運営事業
落札者決定基準

山鹿市

令和4年4月

目 次

1. 落札者決定基準の位置付け	1
2. 審査の方法	1
1) 落札者選定・決定の流れ	1
2) 参加資格審査	3
3) 入札書類審査【基礎審査】	3
4) 総合評価の基本方針	3
5) 入札書類審査【非価格要素審査】	4
6) 入札書類審査【価格審査】	5
7) 総合評価による落札者の選定	6

1. 落札者決定基準の位置付け

落札者決定基準は、山鹿市環境センター長期包括運営事業（以下、「本事業」という。）における落札者の決定に適用する。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者（参加資格審査を通過した応募者をいう。）から提出された入札書、改善後の提案書及び参考資料（以下、「入札書類」という。）を透明性・公平性を確保して評価する基準として示すものである。

2. 審査の方法

本事業を実施する事業者は、本事業の対象となる施設管理運営に係る専門的知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格及び業務委託の提案によって、落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

また、本事業の落札者を選定するための審査は、入札説明書、要求水準書及び落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された入札書類について行うものとする。

1) 事業者選定・決定の流れ

事業者選定・決定は、図1に示すとおり、入札参加者（『参加資格審査』を通過した応募者）から提出された入札書類の内容等を評価する『入札書類審査』により実施する。

なお、入札参加者が1者の場合も落札者選定基準に基づき審査を行う。

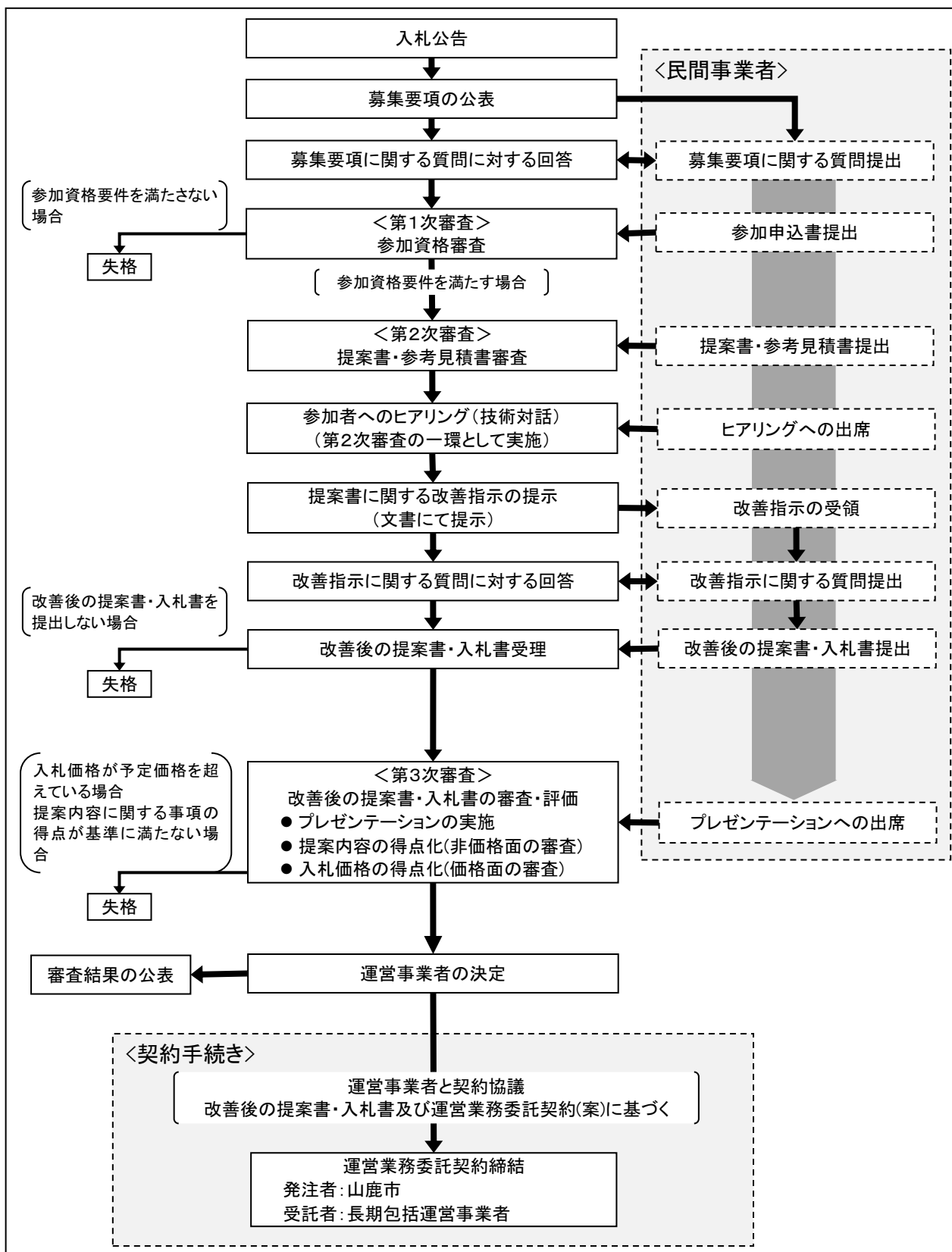


図1 運営事業者の選定・決定の流れ

2) 参加資格審査

本市は、参加資格審査申請書類等により、入札説明書「第4章 参加者に関する事項」に記載の「(1)参加者の構成等及び(2)参加資格要件」(以下、「参加資格要件」という。)を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次の入札書類審査を受けることができるものとし、資格を満たさない場合は失格とする。

なお、参加資格審査を通過した応募者は、以下、入札参加者という。

3) 入札書類審査【基礎審査】

(1) 入札書類(入札書を除く)の確認

本市は、入札参加者から提出された入札書類がすべて揃っていることを確認する。この結果、入札書類に不備がある場合は、失格とする。

(2) 入札書類(入札書を除く)の基礎審査

本市は、入札書類について表1に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目については1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

表1 基礎審査項目と対応する様式

基礎審査項目		対応する様式番号
共通事項	入札書類全体について、同一事項に対する提案内容の間に齟齬、矛盾等がないこと。	第3-1～7号様式
	入札書類全体について、様式集に従った構成となっていること。	第3-1～7号様式
事業提案書	入札説明書に示す事項及び要求水準書に示す要求事項に対し、提案内容が入札説明書と齟齬が無く、要求水準を満たしていること。	第3-4号様式-①～⑭ 第3-7号様式

4) 総合評価の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の得点化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

ただし、非価格要素審査の結果、提案内容に関する事項の得点が【350点(満点の50%)】未満のものについては失格とする。

山鹿市環境センター長期包括運営事業受託者選定委員会(以下、「委員会」という。)は、非価格要素評価点と価格評価点の得点を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が2以上ある場合は、入札価格の低い入札参加者を落札候補者として選定し、入札価格も同額である場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

本市は、委員会における落札候補者の選定を受けて、落札者を決定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

審査項目	配点
非価格要素に関する事項	【 700 点】
価格に関する事項	【 300 点】
総合得点(合計)	【 1000 点】

5) 入札書類審査【非価格要素審査】

(1) 非価格要素審査の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とするとともに、客観的な視点から入札参加者の提案内容について審査を行うため、委員会により非価格要素審査を行うものとする。

(2) 審査項目、評価の視点及び配点

審査項目、評価の視点及び配点については、表2に示すとおりとする。

(3) 提案内容（非価格要素）の点数化

① 提案内容（非価格要素）の点数化方法

入札参加者から提出された提案内容について、表2の各審査項目に関して表3に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、非価格要素の点数を算出する。

なお、非価格要素の点数〔各審査項目ごとの得点の合計〕が【350点(満点の50%)】に満たない場合は、失格とする。

表3 評価点の付与の考え方

評価段階	評価基準	得点化方法 (配点×評価率%)
S	当該評価項目において、要求水準を超える応募者独自の実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×100
A	当該評価項目において、要求水準を的確に理解し具体的・現実的な提案であり、大きな効果が期待できる。	配点×80
B	当該評価項目において、要求水準を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×60
C	当該評価項目において、要求水準に対して最低限の提案しか認められず、効果はあまり期待できない。	配点×40
D	当該評価項目において、要求水準が充分理解されておらず、提案された内容では効果が期待できない。または、要求した項目に対応した提案が認められない。	配点×0

② 各審査項目の評価点

各審査項目の評価点については、表4の算定式により、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、非価格要素提案の平均値を求める際は、小数点以下第1位(小数点以下第2位を四捨五入)を得点とする。

表4 評価点の算定式

算定式【非価格要素提案の評価点算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術提案に関する評価点} \end{array} \right) = \frac{\sum (\text{各審査項目の配点} \times \text{判断基準})}{\text{委員人数 (5名)}}$	

【定量評価を行う項目の得点化方法】

$$\text{技術審査項目の評価値} = \text{配点} \times \text{評価率} (\%)$$

《数値が小さい場合が優れている項目》

$$\text{評価率} (\%) = \text{最も評価の高い提案値} \div \text{A社の提案値} \times 100$$

《数値が大きい場合が優れている項目》

$$\text{評価率} (\%) = \text{A社の提案値} \div \text{最も評価の高い提案値} \times 100$$

※評価率 (%) は少数点以下第2位を四捨五入。

例)

$$\text{評価率} (\%) = 66.6666\cdots (\%) \text{ の場合} \Rightarrow 66.67\%$$

技術審査項目の配点が5点の場合

$$\begin{aligned} \text{技術審査項目の評価値} &= 5 \text{点} \times 66.67\% \\ &= 3.3335 \Rightarrow 3.3 \text{点} \end{aligned}$$

③ 評価点の算定式

②の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

6) 入札書類審査【価格審査】

入札書に記載された金額(消費税及び地方消費税の額を含まない金額)について、次の算定式に基づいて算出される小数点以下第1位(小数点以下第2位を四捨五入)を得点とする。

評価方法

入札価格の評価点は小数第2位を四捨五入した値とする。

(算定式) (最低入札価格 ÷ 各入札参加者の入札価格) × 【配点 300 点】

(ア) 入札価格が得点化限度額以下の場合

評価率 100% 評価点 300 点

(イ) 入札価格が予定価格より低く得点化限度額より高い場合

評価点 = 【配点 300 点】 × (得点化限度額 ÷ 入札参加者の入札価格)

7) 総合評価による落札者の選定

総合評価点は、入札書類の審査方法に示した方法により得点化した各入札参加者の非価格要素評価点及び価格評価点を基に、次に示す算定式により算定する。

総合評価点【1000 点満点】 = 非価格要素評価点【700 点満点】 + 価格評価点【300 点満点】

表2 審査項目、評価の視点及び配点

審査項目			評価の視点 (事業提案書【様式第3-1~〇号、様式第4-1~〇号】の提案項目に対応)	対応様式	配点	
大項目	中項目	小項目			小項目	中項目
提案内容に関する事項	1)運営管理に関する事項	(1)運営管理の基本方針に関する事項	①関係法令を遵守するとともに環境の保全に努める上での業務の取り組み姿勢 ●環境を保全する上で重視すべき事項 ②施設の基本性能を発揮させ、安定かつ安全なごみ処理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に稼働させるための方策 ●施設の基本性能を発揮させるための基本的な方策 ●安定かつ安全なごみ処理を行うための基本的な方策 ●長寿命化を図りつつ継続的に稼働させるための基本的な方策 ③経済性を考慮しつつ、効率的な運営管理を行うための方策 ●経済性を高めながら効率的な運営管理を達成するための方策	第3-4号-①	65	600
		(2)本事業を円滑に実施するための事項	①本事業を円滑に進める上で留意すべき点を把握し、適切な対応策が提案されているか。 ②運営事業へ円滑に移行するため、運営準備期間中の3者(運営事業者、本市及び建設工事請負事業者)の連絡調整事項や方法が適切であるか。 ③建設工事の「かし担保期間中」の3者(運営事業者、本市及び建設工事請負事業者)の連絡調整事項や方法が適切であるか。	第3-4号-②	65	
		(3)運営管理体制に関する事項	①本事業を行うにあたって適切な全体組織体制が提案されているか。 ②本事業を行うにあたって運営事業者職員の健康管理等を考慮した有資格者、人員が適切に配置、提案されているか。 ③平常時、緊急時における本市等への連絡体制が整備されているか。 ④雇用への配慮がなされた提案であるか。	第3-4号-③	55	
		(4)受付・搬入管理業務に関する事項	①搬入ごみの受付・確認方法と搬入基準を満たさないごみへの対処方法が適切に提案されているか。 ②ごみ搬入時の本施設周辺への臭気の散逸を抑制するための有効な方法が提案されているか ③処理手数料徴収事務に関して正確に遂行する方法が提案されているか。 ④受付・搬入管理業務におけるトラブルを削減するための方策とトラブル発生時の対処方法が適切に提案されているか。 ⑤災害発生時等、本市が事前に指示する受付時間外の搬入管理に関して対応方法が提案されているか。	第3-4号-④	60	
		(5)運転管理業務に関する事項	①排ガス、焼却灰、飛灰それぞれのダイオキシン類の発生抑制対策について適切に提案されているか。 ②焼却条件、公害防止基準、処理水基準、粉じんに関する基準を満たせない場合の対処方法が適切に提案されているか。 ③焼却灰、飛灰、飛灰処理物の運搬費・処理処分費を抑制するため、搬出量(運搬量)を抑制する有効な運転管理方策が提案されているか。 ④経済性を考慮した用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理に関して有効な方法が提案されているか。	第3-4号-⑤	55	

審査項目			評価の視点 (事業提案書【様式第 3-1～〇号、様式第 4-1～〇号】の提案項目に対応)	対応様式	配点	
大項目	中項目	小項目			小項目	中項目
		(6)維持管理業務に関する事項	①運営事業期間終了後の運転継続及び施設の長寿命化に向けた点検・検査、補修に関する考え方が適切に提案されているか。 ②本施設の運営・管理に必要となる点検・検査項目が漏れなく適切に提案されているか。 ③点検・検査計画について、年間の概略工程(実施時期・頻度)がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。 ④補修の実施にあたり、予防保全、事後保全にて対応する設備機器選定の考え方がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。 ⑤定期補修工事(1号炉、2号炉、共通設備)の実施頻度ならびに時期がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。 ⑥機器故障等について緊急を要する場合の修繕対応、機器部品・備品の調達方法について、ごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。 ⑦建築設備の点検方法や点検頻度、異常発見時の対処方法が適切に提案されているか。	第 3-4 号-⑥	55	
		(7)環境管理業務に関する事項	①本施設の運営管理に対応した環境管理基準が設定されているか。 ②環境管理基準の設定に対する考え方、基準を遵守する方法、報告方法に関して有効な方法が提案されているか。 ③環境管理計画における測定項目、方法、頻度、時期等が適切に提案されているか。	第 3-4 号-⑦	55	
		(8)安全衛生管理業務に関する事項	①労働安全衛生管理体制が構築され、従事者の安全と健康を確保するために有効な方策が提案されているか。 ②本施設の運営管理に対応した作業環境管理基準が設定されているか。 ③作業環境管理基準の設定に対する考え方、基準を遵守する方法、報告方法に関して有効な方法が提案されているか。 ④提案する作業環境管理計画における測定項目、方法、頻度、時期等について適切に提案されているか。	第 3-4 号-⑧	55	
		(9)防災管理業務に関する事項	①災害時における二次災害防止に向けた方策について有効な内容が提案されているか。 ②緊急対応マニュアルに関する組織体制について有効な内容が提案されているか。 ③自主防災組織及び警察・消防・本市等への連絡体制が整備されているか。 ④被害を最小限に留めるための平常時の備えについて有効な内容が提案されているか。	第 3-4 号-⑨	55	
		(10)情報管理業務に関する事項	①個人情報保護を含む情報セキュリティについて有効な方法が提案されているか。 ②各報告の提出頻度・時期・項目が適切に提案されているか。 ③各種マニュアル、図面等の管理について、情報管理上有効な方法が提案されているか。	第 3-4 号-⑩	40	
		(11)その他関連業務に関する事項	①清掃管理方法について十分な提案がされているか。 ● 搬入物や使用する資材等の敷地内外への飛散防止対策 ● 窓清掃の計画等 ②敷地内の植栽管理について適切な計画が策定されているか。 ● 敷地内の除草を含めた植栽管理計画等 ③搬入車両の誘導について事故防止のための有効な対策が図られているか。 ● 年末・年始などの搬入車両が増加した場合の対処方法 ④その他本事業に必要と認められる関連業務について十分な提案がされているか。	第 3-4 号-⑪	40	
	2)事業運営に関する事項	(1)リスク管理に関する事項	①事業におけるリスクを設定し、リスク管理に関する有効な方法や考え方が提案されているか。 ②設定したリスクに対し、事業実施上必要と考えられる保険内容が設定されているか。	第 3-4 号-⑫	30	100
		(2)事業継続に関する事項	①本事業を安定的に実施していくために有効な方策が提案されているか。 ②事業運営が困難になった場合に有効な対策が提案されているか。	第 3-4 号-⑬	30	
		(3)地域経済への配慮に関する事項	①地元企業の活用など、地域経済への配慮等に関する具体的な提案がなされているか。	第 3-4 号-⑭	40	
合計					700	700